

# 四半期報告書

(第13期第1四半期)

自 平成23年1月1日  
至 平成23年3月31日

株式会社G A B A

東京都渋谷区元代々木町30番13号

## 表 紙

## 第一部 企業情報

## 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

## 第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4

第3 設備の状況	7
----------	---

## 第4 提出会社の状況

## 1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	11
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	17
(4) ライツプランの内容	17
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	18
(6) 大株主の状況	18
(7) 議決権の状況	18

2 株価の推移	19
---------	----

3 役員の状況	19
---------	----

第5 経理の状況	20
----------	----

## 1 四半期財務諸表

(1) 四半期貸借対照表	21
(2) 四半期損益計算書	23
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	24

2 その他	30
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	31
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年5月13日
【四半期会計期間】	第13期第1四半期(自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
【会社名】	株式会社GABA
【英訳名】	GABA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上山 健二
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区元代々木町30番13号
【電話番号】	(03)5790-7000 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部門長 青柳 大介
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区元代々木町30番13号
【電話番号】	(03)5790-7000 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部門長 青柳 大介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第1四半期 累計(会計)期間	第13期 第1四半期 累計(会計)期間	第12期
会計期間	自平成22年 1月1日 至平成22年 3月31日	自平成23年 1月1日 至平成23年 3月31日	自平成22年 1月1日 至平成22年 12月31日
売上高(千円)	1,829,338	2,035,137	7,751,151
経常利益(千円)	117,867	348,261	1,120,055
四半期(当期)純利益(千円)	70,564	190,396	596,670
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金(千円)	594,738	598,146	594,738
発行済株式総数 普通株式 (株) 優先株式	43,706 153	43,802 153	43,706 153
純資産額(千円)	939,596	1,625,904	1,465,702
総資産額(千円)	6,847,149	8,221,171	8,376,413
1株当たり純資産額(円)	△14,065.21	2,105.53	△2,317.95
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	1,519.57	4,269.34	13,266.83
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益(円)	—	4,221.07	—
1株当たり配当額(円)			
普通株式	—	—	—
優先株式	—	—	241,900.00
自己資本比率(%)	13.7	19.8	17.5
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	339,024	△105,956	1,987,606
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	13,557	△80,977	△1,305,656
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	—	△30,253	—
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	2,256,703	2,368,885	2,586,072
従業員数(人)	412	400	405

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社には関連会社が存在しないため、記載しておりません。
4. 第12期第1四半期累計(会計)期間及び第12期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益は、希薄化効果を有する潜在株式がないため、記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数（人）	400	(37)
---------	-----	------

(注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。

2. 従業員数欄の（ ）外書は、当第1四半期会計期間における臨時従業員の平均雇用人員数であります。

3. 業務委託契約のインストラクター（講師）が当第1四半期会計期間末現在において887名おりますが、業務委託契約のため上記には含めておりません。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産及び受注の状況

当社は英会話事業を主要な事業として行っていることから、生産及び受注に該当するものではありません。

#### (2) 販売実績

販売実績を事業別に示すと以下のとおりであります。

事業	当第1四半期会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
英会話事業	2,035,137	111.2
合計	2,035,137	111.2

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
 2. 当第1四半期会計期間より、その他事業を英会話事業に集約し単一事業としております。  
 3. 英会話事業の販売実績を地域別、規模別に示すと以下のとおりであります。

#### イ) 地域別実績

地域	当第1四半期会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)			
	期末スクール数	期末ブース数	売上高(千円)	前年同期比(%)
関東地区	28	546	1,662,373	109.7
中部地区	2	46	75,920	112.1
関西地区	5	102	296,842	120.2
合計	35	694	2,035,137	111.2

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
 2. 当社では、マンツーマン英会話レッスンを行うスペースをブースと呼んでおります。

#### ロ) 規模別実績

規模	当第1四半期会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)			
	期末スクール数	期末ブース数	売上高(千円)	前年同期比(%)
大型スクール	14	392	1,234,147	112.5
小型スクール	21	302	800,989	109.4
合計	35	694	2,035,137	111.2

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
 2. 当社では、マンツーマン英会話レッスンを行うスペースをブースと呼んでおります。  
 3. 20ブース以上のスクールを大型スクール、19ブース以下のスクールを小型スクールとしております。

## 2【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

## 3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績の分析

当第1四半期会計期間（平成23年1月1日～平成23年3月31日）におけるわが国の経済は、やや持ち直しの兆しもみられておりましたが、3月11日に発生した東日本大震災の影響長期化が懸念される中、景気の本格回復には時間を要するものと考えられます。その一方で、当社の事業領域であるマンツーマン英会話レッスン市場におきましては、このような外部環境の影響を受けつつも、英会話習得効率を重視する層に支持をいただき、堅調に伸長しているものと考えられます。

当第1四半期会計期間において、売上高は前年同期と比較して11.2%増加し、2,035,137千円となりました。これは、東日本大震災の影響はあったものの、前年同期と比較し在籍クライアント数が増加しており、そのレッスン受講が堅調に推移したこと、前年同期において売上高を146,261千円減少させる要因となった収益計上基準変更による影響が、当第1四半期会計期間においては14,135千円の減少まで軽減されたこと等によります。

売上高の構成は以下のとおりです。

		前第1四半期 会計期間 自平成22年1月1日 至平成22年3月31日	当第1四半期 会計期間 自平成23年1月1日 至平成23年3月31日
消化レッスンポイント	①	301,188	308,577
ポイント単価 (円)	②	5,929	5,967
レッスン売上高(1) (千円)	③=①×②	1,785,666	1,841,407
(△)計上基準変更による 影響額(差異) (千円)	④	△146,261	△14,135
レッスン売上高(2) (千円)	⑤=③+④	1,639,405	1,827,272
入会金、テキスト販売 (千円)	⑥	177,286	168,682
その他 (千円)	⑦	12,646	39,182
売上高計 (千円)	⑤+⑥+⑦	1,829,338	2,035,137

- (注)1. 消化レッスンポイントには、レッスンが受講されずに契約期間が終了し無効となったポイント、クライアントの事由によるキャンセルにより消化されたポイントを含みます。  
2. ポイント単価はレッスン売上高(1)を消化レッスンポイントで除して算定した値を記載しております。  
3. レッスン売上高は、当社L Sにて提供するレッスンのみを対象としており、講師派遣型契約による売上高は、その他に含めて表示しております。

売上原価は前年同期と比較して2.6%増加し、1,091,995千円となりました。これは、一部L Sの閉鎖ならびに賃貸借契約の見直し等による賃料の減少等があったものの、提供レッスン数の増加ならびに当社事情による直前のレッスンキャンセル等（計画停電や施設閉鎖の決定等によるもの）が増加したことによる委託講師報酬の増加があったことによるものです。販管費は前年同期と比較して8.6%減少し、605,492千円となりました。これは、本社移転による本社賃料の減少、一部の広告実施を見合わせたこと等による広告宣伝費の減少、人員数の減少による人件費の減少等によるものです。

以上の結果、当第1四半期会計期間の業績は、売上高2,035,137千円（前年同期比11.2%増）、営業利益337,648千円（前年同期比227.0%増）、経常利益348,261千円（前年同期比195.5%増）となりました。また、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額27,360千円を特別損失として計上したことにより、四半期純利益は190,396千円（前年同期比169.8%増）となりました。

当社は、当第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」を適用しており、従来の「英会話事業」および「その他事業」を統合し「英会話事業」としておりますが、英会話レッスンの提供形態により「通学型レッスン」と「講師派遣型レッスン」に区分しております。

レッスン提供形態別の概況につきましては、以下のとおりです。なお、当社では損益計算書上の売上高については通学型、講師派遣型を区分した管理をしておりませんが、従前より経営管理上の指標として前受金収入額（契約時にクライアントより申し受ける額）の獲得を重視しております。従いまして、以下の説明におきましては売上高に代わる指標として前受金収入額を用いております。

#### （通学型レッスン）

当社の運営するLSにおいてレッスンを提供する従来どおりのレッスン形態を「通学型レッスン」と区分しております。個人契約によるレッスンは全て本区分として扱うほか、当社と通学型の法人契約（研修型・福利厚生型とも）を締結いただいた場合は本区分として扱います。

スクールの配置状況につきましては、1月より名古屋LS、3月よりなんばLS（2月末で閉鎖した心斎橋LSを統合）を新設した他、レッスン需要増加に対応するため、1月より大手町LSの規模を拡大しております。これらにより、当第1四半期会計期間末において、関東地区に28LS、中部地区に2LS、関西地区に5LS、計35LSを展開する体制となりました。

当第1四半期会計期間における新規入会者数は前年同期と比較し5.0%減少し、2,872名となりました。これは、1月、2月においては入会者が前年同月を上回って推移しておりましたが、3月においては東日本大震災に起因すると考えられる大幅な落ち込みがあったことによるものです。また、1つのコースを修了したクライアントが新しいコースで受講を継続する比率である契約継続率についても3月は前年同月を下回る水準となりましたが、1月、2月において継続契約率・継続契約者数とも大きく伸長していたことから、前年同期と比較し0.5%増加し、2,538名となりました。

レッスン提供数につきましては、東日本大震災の影響により一部LSにおいて休校・休講等の措置をとったことにより3月は前年同月を大幅に下回る水準となりましたが、前年同期と比較し在籍クライアント数が増加していること、ならびに1月、2月におけるレッスン受講は堅調に推移したことにより前年同期と比較し1.0%増加し、263,151レッスンとなっております。

これらにより、当第1四半期会計期間末において、当社スクールに在籍するクライアント数は18,054人、平均在籍クライアント数は18,246人となりました。

子供向け英会話「Gaba kids こどもマンツーマン英会話（通称、Gaba kids）」につきましては、当第1四半期会計期間末現在では27箇所のLSにて展開しております。Gaba kidsは、全体に対する規模は小さいものの好調に推移しており、前年同期と比較し約2倍の新規入会があったことから、当第1四半期会計期間末の在籍クライアント数は255人（前述の在籍クライアント数の内数）となりました。

	平成22年12月 第1四半期 会計期間	平成22年12月 第2四半期 会計期間	平成22年12月 第3四半期 会計期間	平成22年12月 第4四半期 会計期間	平成23年12月 第1四半期 会計期間
新規入会者数	3,022	3,178	3,367	2,731	2,872
継続契約者数	2,526	2,942	2,597	2,771	2,538
期末クライアント数	16,755	17,293	18,061	18,011	18,054
（うち、Gaba kids）	(114)	(131)	(167)	(197)	(255)
平均クライアント数	16,896	17,286	17,779	18,146	18,246
（うち、Gaba kids）	(101)	(130)	(150)	(196)	(228)
提供レッスン数	260,426	258,201	274,750	270,693	263,151
前受金収入額（千円）	2,203,934	2,402,017	2,250,543	2,106,128	2,140,372

#### (講師派遣型レッスン)

法人契約によるレッスンのうち、講師が契約先企業に赴いて実施するレッスン形態を本区分としております。講師派遣型レッスンでは、マンツーマンレッスンを基本としながらも、契約先企業の要請に柔軟に対応するためレッスン提供形態が多様であることから、本区分のクライアントや提供レッスンの数について単純な比較が出来ず、一律に扱うことは適切でないため開示しておりません。

講師派遣型契約では、通常は契約先企業の会議室等においてレッスンを提供する形態を基本としておりますが、当第1四半期会計期間において、契約先企業内にL S同様の機能を持つ同社専用のレッスンスペースを3箇所設置し、L Sと同一のシステムにてレッスン提供を行うという大型案件の受注に成功したため、大きく伸長しました。

	平成22年12月 第1四半期 会計期間	平成22年12月 第2四半期 会計期間	平成22年12月 第3四半期 会計期間	平成22年12月 第4四半期 会計期間	平成23年12月 第1四半期 会計期間
前受金収入額(千円)	3,504	58,458	5,882	17,342	82,313

- (注) 1. 当社では、生徒・学生、社会人等を対象とした一般向け英会話レッスン「G a b aマンツーマン英会話」、子供向け英会話レッスン「G a b a こどもマンツーマン英会話(通称、Gaba kids)」を開講するスクールのことをL S(ラーニングスタジオ)と呼んでおります。
2. 英会話事業の受講生をクライアント、講師をインストラクター、レッスンプランの作成や定期的なカウンセリングを通じ、クライアントの英語学習をサポートするスタッフをカウンセラーと呼んでおります。
3. クライアントがレッスンを受講できる権利(役務の提供を受ける権利)をレッスンポイントと呼んでおり、1回のレッスン受講につき1レッスンポイントが消化されます。また、レッスンを受講されずに契約期間が終了した場合、クライアントの事由によるキャンセル等があった場合には、レッスンポイントは消化されたものとしております。
4. クライアントが契約期間中に中途解約を申し出た場合は、前受金収入額が売上高に振替えられずに減少するため、獲得した前受金収入額全額が売上高に計上されるものではありません。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間における現金及び現金同等物は、前事業年度末(2,586,072千円)に比べ217,187千円減少し(前年同期は352,581千円の増加)、2,368,885千円となりました。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間において営業活動により使用した資金は105,956千円(前年同期339,024千円の収入)となりました。これは主に、税引前四半期純利益の計上321,798千円、法人税等の支払額324,019千円、賞与引当金の減少117,809千円によるものであります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間において投資活動により使用した資金は、80,977千円(前年同期13,557千円の収入)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出60,971千円、無形固定資産の取得による支出12,049千円、敷金及び保証金の差入による支出13,100千円によるものであります。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間において財務活動により使用した資金は30,253千円となりました。これは配当金の支払額37,010千円、株式の発行による収入6,757千円によるものであります。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更および新たに生じた課題はありません。

#### (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1. 主要な設備の状況

(1) 当第1四半期会計期間に以下の設備を取得いたしました。

事業所名 (所在地)	事業の 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物 (面積)	構築物	工具、 器具及 び備品	敷金及 び保証 金	合計	
なんばL S (大阪市中央区)	英会話 事業	教室設備	9,935 (201.33㎡)	617	10,599	9,354	30,506	6
企業内専用L S (東京都千代田区他)	英会話 事業	教室設備	1,768 (-)	-	10,510	-	12,278	6
合計			11,704 (201.33㎡)	617	21,109	9,354	42,784	12

- (注) 1. 金額は帳簿価額であり、建設仮勘定は含まれておりません。  
 2. 上記記載金額には消費税等は含まれておりません。  
 3. 企業内専用L Sとは、受注先企業建物内に、専用ブースを設置してレッスンを行うものであります。  
 4. 企業内専用L Sの建物においては、賃貸借契約の締結がないため、面積は記載しておりません。

(2) 当第1四半期会計期間に以下の設備を除却いたしました。

事業所名 (所在地)	事業の 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物 (面積)	構築物	工具、 器具及 び備品	敷金及 び保証 金	合計	
心齋橋L S (大阪市中央区)	英会話 事業	教室設備	21,189 (285.02㎡)	-	-	16,036	37,226	7

- (注) 1. 上記記載金額には消費税等は含まれておりません。  
 2. 心齋橋L S除却は、L S閉鎖、統合に伴うものであります。

#### 2. 設備の新設、除却等の計画

(1) 重要な設備計画の完了

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設について完了したものは、「1. 主要な設備の状況」の項目に記載しております。

(2) 重要な設備の新設等

当第1四半期会計期間において新たに確定した重要な設備の新設は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	事業の名称	設備の内容	投資予定金額(千円)		資金調達 方法	着手及び完了予定年月	
			総額	既支払額		着手	完了
柏L S (千葉県柏市)	英会話 事業	教室設備	22,320	6,760	自己資金	平成23年2月	平成23年4月

(3) 重要な設備の除却等

当第1四半期会計期間において新たに確定した重要な設備の除却等はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①株式の総数

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,960
A種優先株式	320
計	161,280

##### ②発行済株式

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年5月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	43,802	43,806(注)1	東京証券取引所 (マザーズ)	(注)2
第1回A種優先株式	153	70(注)4	非上場	(注)3
計	43,955	43,876	—	—

- (注) 1. 提出日現在の発行数には、平成23年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む。以下同様。)により発行された株式数は、含まれておりません。
2. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、当社は単元株制度を採用しておりません。
3. 第1回A種優先株式(平成17年12月15日発行、平成18年5月17日一部内容変更)の内容は次のとおりであります。

#### ① 剰余金の配当

##### (a) 第1回A種優先配当金

当社は、剰余金の期末配当を行うときは、期末配当の基準日(以下「配当基準日」という。)における第1回A種優先株式を有する株主(以下「第1回A種優先株主」という。)または第1回A種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(実質株主を含む。以下、同じ。)および普通株式の登録株式質権者(以下併せて「普通株主等」という。)に先立ち、第1回A種優先株式1株につき下記(b)に定める額の剰余金を配当する(以下「第1回A種優先配当金」という。)。ただし、配当基準日の属する事業年度中に定められた別の基準日により、剰余金の配当を第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に行ったとき、または行うことが確定したときは、その額(以下「第1回A種期中優先配当金」という。)を控除した額とする。

##### (b) 第1回A種優先配当金の額

第1回A種優先配当金の額は、第1回A種優先株式の払込金額(1,000万円)に、それぞれの事業年度毎に下記の配当率(以下「第1回A種優先配当率」という。)を乗じて算出した額とする。第1回A種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。

第1回A種優先配当率は、(i)平成17年12月16日から平成17年12月末日までは年率0.56%とし、(ii)下記に定義する配当率修正日から次の配当率修正日の前日までの各事業年度については、日本円TIBOR(12ヵ月物)に0.5%を加算した年率とする。第1回A種配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当率修正日」は、平成17年12月16日以降の毎年1月1日とする。

「日本円TIBOR(12ヵ月物)」とは、各配当率修正日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)において、午前11時における日本円12ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(12ヵ月物)が公表されていない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円12ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR12ヵ月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(12ヵ月物)に代えて用いるものとする。

- (c) 第1回A種優先中間配当金  
当社は、剰余金の中間配当を行うときは、第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対し、普通株主等に先立ち、第1回A種優先配当金の2分の1の金銭（以下「第1回A種優先中間配当金」という。）を支払う。
- (d) 累積条項  
当社は、ある事業年度において第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対して第1回A種優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「第1回A種優先株式累積未払配当金」という。）については、翌事業年度における第1回A種優先配当金および普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対して支払うものとする。
- (e) 非参加条項  
第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対しては、第1回A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。
- ② 残余財産の分配  
当社は、残余財産の分配をするときは、普通株主等に先立ち、第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対し、1株につき第1回A種優先株式の払込金額（1,000万円）および第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき残余財産の分配日の属する事業年度における第1回A種優先配当金を残余財産の分配日の属する事業年度の初日から残余財産の分配日まで（初日および分配日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）を加算した額を支払う。ただし、当該事業年度において第1回A種期中優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。
- ③ 議決権  
配当金および累積未払配当金ならびに残余財産の支払順位が第一位と定められているため、第1回A種優先株主は、株主総会における議決権を有しない。
- ④ 株式の併合または分割  
当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- ⑤ 取得請求権
- (a) 取得請求権  
第1回A種優先株主は、下記(d)に定める取得請求可能株式数を限度として、第1回A種優先株式の全部または一部の取得請求をすることができるものとし、かかる請求がなされた場合、当社は、法令の定めに従い、取得手続を行い、各取得請求日から30日以内に取得価額の支払いを行うものとする。
- (b) 取得価額  
取得価額は、1株につき第1回A種優先株式の払込金額（1,000万円）の100%および第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき第1回A種優先配当金を取得請求日の属する事業年度の初日から取得請求日までの日数（初日および取得請求日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）を加算した額とする。ただし、当該事業年度において第1回A種期中優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- (c) 取得請求日  
取得請求日は、毎年4月14日とする（ただし、当日が非営業日である場合、取得請求日は、その翌営業日とする。）。ただし、4月1日から取得請求日までの間に、取得請求日付けで取得請求する旨の申し出があった場合、取得請求日付で取得請求がなされたものとみなす。
- (d) 取得請求可能株式数  
取得請求可能株式数は、(i) 年度取得予定株式数（以下に定義される。）と(ii) 会社法第166条第1項に定める分配可能額で取得できる株式数のいずれか小さい方の株式数とする。  
「年度取得予定株式数」は、  
(i) 平成19年の取得請求日になされる取得請求については、第1回A種優先株式の発行株式数の28.2%（90株）から当該取得請求日までに当社により取得された第1回A種優先株式の数を控除した数とし、

(ii) 平成20年の取得請求日になされる取得請求については、第1回A種優先株式の発行株式数の75.0% (240株) から当該取得請求日までに当社により取得された第1回A種優先株式の数を控除した数とし、

(iii) 平成21年以降の取得請求日になされる取得請求については、第1回A種優先株式の発行株式数(320株) から当該取得請求が行われた日までに当社により取得された第1回A種優先株式の数を控除した数とする。

(e) 取得方法

各取得請求日において、複数の者が取得請求した場合でかつ当該取得請求がなされた第1回A種優先株式の総数が取得請求可能株式数を超える場合には、当社は、下記に定める第1回A種優先株式保有割合に応じて、当該第1回A種優先株式を取得するものとする(それぞれの第1回A種優先株式保有割合に応じて割当てられる各第1回A種優先株主に対する取得請求可能株式数を、以下、「各取得請求可能株式数」という。)。なお、各取得請求日において、取得請求した株式数が各取得請求可能株式数以下の第1回A種優先株主(以下「限度内取得請求株主」という。))と、各取得請求可能株式数を超えて取得請求をした第1回A種優先株主(以下「超過取得請求株主」という。))がある場合、当社は、(1)各限度内取得請求株主から、その取得請求した株式数を取得し、(2)各超過取得請求株主から、各取得請求可能株式数に加えて、限度内取得請求株主の各取得請求可能株式の総数から限度内取得請求株主が取得請求した株式の総数を控除した残株式数を、各超過取得請求株主が取得請求した株式数を限度に、超過取得請求株主間の第1回A種優先株式保有割合に応じてさらに割当て、取得することができる。

かかる手続を経ても、なお、取得請求可能株式数に残数が生じる場合、取得請求可能株式数に充つるまで同様の手続を行なう。

取得株式数に端数が生じる場合等は、抽選その他合理的な方法により取得株式数の決定を行う。

第1回A種優先株式保有割合とは、取得請求をした取得請求日の直近の配当基準日において、当該取得請求をした者が保有する第1回A種優先株式の、残存する第1回A種優先株式の総数に対する割合を意味する。

⑥ 取得条項

(a) 取得条項

当社は、いつでも第1回A種優先株主の意思にかかわらず、第1回A種優先株主およびその第1回A種登録株式質権者から、当社が別に定める日(以下「取得日」という。))から2週間前までに通知を行った上で、第1回A種優先株式の全部または一部を当該取得日に取得することができる。一部取得の場合は、各第1回A種優先株主の所有する株式数に応じた比例按分方式その他合理的な方法により行う。

(b) 取得価額

取得価額は、1株につき第1回A種優先株式の払込金額(1,000万円)の100%および第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき第1回A種優先配当金を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む。))で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。))を加算した額とする。ただし、当該取得日の属する事業年度において第1回A種期中優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

⑦ 優先順位

第1回A種優先株式の優先配当金、累積未払配当金ならびに残余財産の支払順位は、第一順位とする。

⑧ 種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会

当社は、会社法第322条第1項各号に定める事項につき、種類株主総会の決議を要しない旨についての定款の定めはない。

4. 平成23年3月29日開催の取締役会決議により平成23年4月12日付で次のとおり取得した第1回A種優先株式83株を、平成23年4月28日開催の取締役会決議により同日消却をしております。

取得価額 : 1株当たり 10,027,246円57.6銭

取得株式数 : 83株

(株式会社大和証券グループ本社より52株、合同会社ジュピターインベストメントより31株)

取得総額 : 832,261,466円

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第1回新株予約権／平成17年3月30日開催の臨時株主総会

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	471(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	942(注)1・2・3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	71,000(注)2・4
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～平成23年12月1日(注)5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 71,000 資本組入額 35,500(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から5年間となっております。

6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。

ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

② 第2回新株予約権／平成17年3月30日開催の臨時株主総会

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	993(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,986(注)1・2・3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	71,000(注)2・4
新株予約権の行使期間	平成18年11月20日～平成23年11月20日(注)5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 71,000 資本組入額 35,500(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、平成18年11月20日開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役会の承認日(平成18年11月20日)から5年間となっております。

6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。

ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

③ 第3回新株予約権／平成17年8月25日開催の臨時株主総会

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200(注)1・2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000(注)1・3
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～平成28年12月1日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500(注)1
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 新株予約権の行使期間は、当社が新規株式公開をした日より10年間と定められており、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から10年間となっております。

5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ロ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

④ 第4回新株予約権／平成17年12月12日開催の臨時株主総会

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	1,706
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,412(注)1・2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000(注)1・3
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～平成24年12月14日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500(注)1
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

2. 新株予約権発行後、下記(注)3により行使価額が調整された場合には、次に定める算式により割当株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数株式はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、当社が、①時価を下回る価額で当社株式を発行しあるいは当社の保有する当社株式を処分する場合(以下、株式会社GABA第1回A種優先株式の発行ならびに②ないし④規定の証券の行使または転換による場合を除く)、②時価を下回る価額をもって当社株式を取得しうる新株予約権もしくはかかる新株予約権を付された証券を発行する場合(以下、平成17年12月15日付で発行される第5回新株予約権6個を除く)、③時価を下回る価額をもって当社株式に転換されるあるいは転換しうる証券を発行する場合、または④これらに類する証券等が発行される場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、②の場合には発行される新株予約権の発行価額および当該新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額の合計額、③の場合には転換価額、④の場合には当社の株式を取得するために必要な金額を次の算式の「1株あたりの発行または処分価額」として、また「発行または処分株式数」については②ないし④に規定する新株予約権その他の証券等が全て発行日に行使または転換されたものとみなして調整後行使価額を計算する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行または処分株式数} \times \text{1株あたりの発行または処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行または処分株式数}}}$$

上記の他、当社は、本新株予約権発行後に、他社と合併する場合、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額につき、適切と認められる調整を行うことができるものとする。ただし、かかる調整の金額および方法は合理的なものでなければならない。

4. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年12月15日～平成24年12月14日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日（平成18年12月1日）が権利行使期間の開始日となっております。
5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。
  - イ) 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
  - ロ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関しては、次のような、「当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転に基づく新株予約権の完全親会社による承継及び承継後の新株予約権の内容に関する決定方針」が定められております。
  - イ) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合には、新株予約権に係る義務を株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。
  - ロ) 承継後の新株予約権の目的たる完全親会社となる会社の株式の数については、交換比率または移転比率に応じて調整し、調整の結果生じる1株未満の端数株式は、これを切り捨てるものとする。
  - ハ) 承継後の新株予約権の目的たる完全親会社となる会社の株式の種類及び数並びに平成13年改正旧商法第280条ノ20第4号から第8号に掲げる事項については、新株予約権の発行の条項に従い、必要最小限かつ合理的な範囲で調整を行うものとする。
  - ニ) 承継後の新株予約権のその他の権利行使の条件は、原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については株式交換または株式移転の際に当社取締役会において定めるものとする。
7. 当社は、未行使の新株予約権を取得し、保有する場合には、いつでも、取締役会の決議により、当該新株予約権を無償で消却することができるものとする。

⑤ 第5回新株予約権／平成17年12月12日開催の臨時株主総会

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	6
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12(注)1・2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000(注)1・3
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～平成28年12月1日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500(注)1
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 新株予約権の行使期間は、当社が新規株式公開をした日より10年間と定められており、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日（平成18年12月1日）から10年間となっております。

5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ロ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

⑥ 第6回新株予約権／平成18年1月18日開催の臨時株主総会

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	72(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	144(注)1・2・3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250,000(注)2・4
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～平成23年12月1日(注)5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 250,000 資本組入額 125,000(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数のこととなります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成18年1月31日～平成28年1月31日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日（平成18年12月1日）から5年間となっております。

6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。

ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年1月1日～ 平成23年3月31日 (注) 1	96	43,955	3,408	598,146	3,408	448,146
平成23年3月29日 (注) 2	—	43,955	—	598,146	△444,738	3,408

- (注) 1. 平成23年1月1日から平成23年3月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が96株、資本金および資本準備金がそれぞれ3,408千円増加しております。
2. 平成23年3月29日開催の第12期定時株主総会決議に基づき、資本準備金からその他資本剰余金へ振替をしております。
3. 平成23年4月1日から平成23年4月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が4株、資本金および資本準備金がそれぞれ142千円増加しております。
4. 平成23年3月29日開催の取締役会決議に基づき平成23年4月12日付で取得した自己株式である第1回A種優先株式83株を、平成23年4月28日開催の取締役会決議により同日付で消却しており、発行済株式数が83株減少しております。

## (6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の受領がなく、当第1四半期会計期間において大株主の異動については把握しておりません。

## (7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

## ① 【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	第1回A種優先株式 153	—	A種優先株式の内容は、「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「② 発行済株式」の注記3.に記載しております。
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 43,802	43,802	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	43,955	—	—
総株主の議決権	—	43,802	—

## ② 【自己株式等】

該当事項はありません

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月
最高（円）	96,200	139,200	164,000
最低（円）	70,600	86,000	75,200

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

## 3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日）及び前第1四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日）及び当第1四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期財務諸表については、あずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第1四半期会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】  
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,369,507	2,586,446
売掛金	261,425	202,110
受講料金銭信託	※1 2,337,646	※1 2,316,890
有価証券	1,099,623	1,099,992
たな卸資産	※2 140,928	※2 140,173
その他	199,039	272,685
流動資産合計	6,408,171	6,618,299
固定資産		
有形固定資産		
建物	772,748	708,137
減価償却累計額	△219,397	△195,074
建物(純額)	553,351	513,062
構築物	35,089	34,472
減価償却累計額	△16,520	△15,702
構築物(純額)	18,569	18,770
工具、器具及び備品	631,575	612,380
減価償却累計額	△468,961	△447,613
工具、器具及び備品(純額)	162,614	164,767
有形固定資産合計	734,534	696,600
無形固定資産	106,320	108,749
投資その他の資産		
敷金及び保証金	729,166	721,971
その他	242,977	230,792
投資その他の資産合計	972,144	952,763
固定資産合計	1,812,999	1,758,113
資産合計	8,221,171	8,376,413
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	14,595	13,161
未払金	176,778	209,913
未払費用	191,175	175,681
未払法人税等	57,389	335,748
前受金	5,879,397	5,800,225
店舗閉鎖損失引当金	41,973	69,663
賞与引当金	67,903	185,712
その他	78,673	120,604
流動負債合計	6,507,887	6,910,710
固定負債		
資産除去債務	87,379	—
固定負債合計	87,379	—
負債合計	6,595,266	6,910,710

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	598,146	594,738
資本剰余金	448,146	444,738
利益剰余金	579,612	426,226
株主資本合計	1,625,904	1,465,702
純資産合計	1,625,904	1,465,702
負債純資産合計	8,221,171	8,376,413

(2) 【四半期損益計算書】  
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高	1,829,338	2,035,137
売上原価	1,063,868	1,091,995
売上総利益	765,469	943,141
販売費及び一般管理費	*1 662,214	*1 605,492
営業利益	103,255	337,648
営業外収益		
受取利息	432	3,049
催事参加料	266	—
金銭の信託運用益	1,965	941
受取手数料	10,104	4,707
その他	1,948	2,107
営業外収益合計	14,716	10,806
営業外費用		
株式交付費	—	166
為替差損	105	27
営業外費用合計	105	193
経常利益	117,867	348,261
特別利益		
店舗閉鎖損失引当金戻入額	2,254	1,000
特別利益合計	2,254	1,000
特別損失		
固定資産除却損	480	102
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	27,360
特別損失合計	480	27,463
税引前四半期純利益	119,640	321,798
法人税、住民税及び事業税	368	53,453
法人税等調整額	48,707	77,947
法人税等合計	49,076	131,401
四半期純利益	70,564	190,396

## (3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純利益	119,640	321,798
減価償却費	42,662	43,139
長期前払費用償却額	808	731
受取利息	△432	△2,154
店舗閉鎖損失引当金の増減額 (△は減少)	△26,848	△6,500
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△76,945	△117,809
固定資産除却損	480	102
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	27,360
株式交付費	—	166
売上債権の増減額 (△は増加)	△61,969	△59,314
たな卸資産の増減額 (△は増加)	8,341	△755
仕入債務の増減額 (△は減少)	3,696	1,433
未払金の増減額 (△は減少)	36,383	△1,754
未払費用の増減額 (△は減少)	17,238	15,493
未払消費税等の増減額 (△は減少)	34,163	△42,252
前受金の増減額 (△は減少)	227,779	79,172
受講料金銭信託の増減額 (△は増加)	21,962	△20,755
預り金の増減額 (△は減少)	△9,388	1,287
その他	2,224	△22,764
小計	339,798	216,623
利息及び配当金の受取額	437	1,439
法人税等の支払額	△1,212	△324,019
営業活動によるキャッシュ・フロー	339,024	△105,956
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△5,023	△60,971
無形固定資産の取得による支出	△8,012	△12,049
敷金及び保証金の差入による支出	△4,680	△13,100
敷金及び保証金の回収による収入	31,906	5,905
その他	△632	△762
投資活動によるキャッシュ・フロー	13,557	△80,977
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	—	6,757
配当金の支払額	—	△37,010
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	△30,253
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	352,581	△217,187
現金及び現金同等物の期首残高	1,904,122	2,586,072
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 2,256,703	※1 2,368,885

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期会計期間  (自 平成23年1月1日  至 平成23年3月31日)</p>
<p>会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>「資産除去債務に関する会計基準」等の適用  当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。  これにより、営業利益、経常利益は344千円減少し、税引前四半期純利益は27,705千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は87,379千円であります。</p>

【簡便な会計処理】

記載すべき重要な事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	前事業年度末 (平成22年12月31日)								
<p>※1 受講料金銭信託</p> <p>毎年3月、6月、9月、12月の各月末のレッスン未提供分受講料を基準として、その一定割合を金融機関に信託し、会社資産とは分別して管理することにより保全しております。仮に当社の事業が継続困難な状態に陥った場合には、受益者代理人が金融機関に対し信託財産の償還を請求し、受益者(顧客)に対し信託財産の交付を行うこととなっております。</p> <p>※2 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">教材</td> <td style="text-align: right;">128,973千円</td> </tr> <tr> <td>貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">11,955千円</td> </tr> </table>	教材	128,973千円	貯蔵品	11,955千円	<p>※1 受講料金銭信託</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>※2 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">教材</td> <td style="text-align: right;">128,447千円</td> </tr> <tr> <td>貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">11,726千円</td> </tr> </table>	教材	128,447千円	貯蔵品	11,726千円
教材	128,973千円								
貯蔵品	11,955千円								
教材	128,447千円								
貯蔵品	11,726千円								

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)												
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">242,403千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">150,923千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">30,605千円</td> </tr> </table>	広告宣伝費	242,403千円	給与手当	150,923千円	賞与引当金繰入額	30,605千円	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">225,183千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">146,852千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">26,196千円</td> </tr> </table>	広告宣伝費	225,183千円	給与手当	146,852千円	賞与引当金繰入額	26,196千円
広告宣伝費	242,403千円												
給与手当	150,923千円												
賞与引当金繰入額	30,605千円												
広告宣伝費	225,183千円												
給与手当	146,852千円												
賞与引当金繰入額	26,196千円												

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)												
<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">2,256,703千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">2,256,703千円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	2,256,703千円	現金及び現金同等物	2,256,703千円	<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">2,369,507千円</td> </tr> <tr> <td>取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する有価証券</td> <td style="text-align: right;">999,377千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">△1,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">2,368,885千円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	2,369,507千円	取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する有価証券	999,377千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△1,000,000千円	現金及び現金同等物	2,368,885千円
現金及び預金勘定	2,256,703千円												
現金及び現金同等物	2,256,703千円												
現金及び預金勘定	2,369,507千円												
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する有価証券	999,377千円												
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△1,000,000千円												
現金及び現金同等物	2,368,885千円												

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成23年3月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式	43,802株
優先株式	153株
計	43,955株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式	一株
優先株式	一株

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)	新株予約権の四半期会計期間末残高
第3回新株予約権	普通株式	200	—
第4回新株予約権	普通株式	3,412	—
第5回新株予約権	普通株式	12	—

(2) ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期会計期間末残高 一千円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年2月24日 取締役会	A種優先株式	37,010	241,900.00	平成22年 12月31日	平成23年 3月14日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間末後となるもの  
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、英会話事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	前事業年度末 (平成22年12月31日)
1株当たり純資産額 2,105円53銭	1株当たり純資産額 △2,317円95銭

(注) 1株当たり純資産額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	前事業年度末 (平成22年12月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	1,625,904	1,465,702
普通株式に係る四半期末(期末)純資産額(千円)	92,226	△101,308
貸借対照表の純資産の部の合計額と1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る四半期末(期末)の純資産との差額の主要な内訳		
イ. 普通株式よりも配当請求権又は残余財産分配請求権が優先的な株式の払込金額(千円)	1,530,000	1,530,000
ロ. 優先配当額(千円)	3,678	37,010
普通株式の発行済株式数(株)	43,802	43,706
普通株式の自己株式数(株)	—	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	43,802	43,706

2. 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

前第1四半期累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり四半期純利益 1,519円57銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益 4,269円34銭 潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益 4,221円07銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益 (千円)	70,564	190,396
普通株主に帰属しない金額 (千円)	4,149	3,678
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	66,414	186,718
期中平均株式数 (株)	43,706	43,734
潜在株調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	—	500
(うち新株予約権)	—	(500)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

当第1四半期会計期間  
(自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)

取得条項付株式(第1回A種優先株式)の一部取得および消却

当社は、平成23年3月29日開催の取締役会において、当社定款第9条の10、会社法第168条および第169条の規定に基づき、下記のとおり取得条項付株式を平成23年4月12日付で一部取得することを決議し、平成23年4月12日に取得致しました。

また、平成23年4月28日開催の取締役会において、当該取得株式を消却することを決議し、同日に消却致しました。

(1) 取得の理由

優先株式の配当負担を軽減し、資本政策の自由度を高めることを目的としております。

(2) 取得および消却の内容

- |               |   |
|---------------|---|
| (イ) 取得日       | 平成23年4月12日  |
| (ロ) 取得する株式の種類 | 第1回A種優先株式   |
| (ハ) 取得株式の総数   | 83株   |
| (ニ) 取得価額      | 1株につき 10,027,246円57.6銭  |
| (ホ) 取得価額の総額   | 832,261,466円  |
| (ヘ) 取得先       | 株式会社大和証券グループ本社<br>(取得株式数: 52株)<br>合同会社ジュピターインベストメント<br>(取得株式数: 31株) |
| (ト) 消却日       | 平成23年4月28日  |
| (チ) 消却額       | 832,261,466円  |

## 2【その他】

平成23年2月24日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額……………37,010千円

(ロ) 1株当たりの金額……………241,900円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成23年3月14日

(注) 平成22年12月31日現在の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式の株主に対し、支払いを行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月13日

株式会社GABA

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 都甲 孝一 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 園田 博之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社GABAの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第12期事業年度の第1四半期会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社GABAの平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年5月13日

株式会社GABA

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任  
社員  
業務執行社員 公認会計士 都甲 孝一 印

指定有限責任  
社員  
業務執行社員 公認会計士 園田 博之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社GABAの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第13期事業年度の第1四半期会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社GABAの平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。